

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

障害者活躍推進へ ~文科省 6分野の方針出そろっ

文部科学省は4月26日、雇用・生涯学習・雇用・文化芸術活動に関する障害者活動推進プランをまとめた。これにより重点6分野の政策方針が出そろった。

推進プランは障害者の活躍を後押しする政策を進めるため、今年1月に「障害者活躍推進チーム」を設置して検討を行ってきた。当初は重点5分野（雇用・学校教育・生涯教育・文化芸術・スポーツ）で検討してきたが、雇用を二つに分け重点6分野としてまとめた。

雇用分野のうち、文科省における雇用促進プランは、障害者が働きやすい省内環境を整備するための政策を明示。職務サポート支援者の配置や、プレ雇用・ステップアップ制度を導入する。

一方、障害者が教師などで活躍できる環境を整備する教育委員会における雇用促進プランでは、学校での障害者雇用の実態を把握し、合理的配慮の好事例を収集する。教員採用試験も改善する。

生涯学習推進プランは、特別支援学校卒業後の主体的・継続的な学習を支援する取り組みを明記。自治体、大学、企業などが連携して学びの場を整備したり、担い手育成を目標とした協議会を全国各地で開いたりする。

また、文化芸術活動推進プランでは、鑑賞・創造・発表の機会を拡充するとともに、文化芸術活動を支援する人材を育成する。

6プランにはこのほか、1月にまとめた学びの質の向上プラン、3月にまとめたスポーツ活動推進プランがあり、文科省は今後6プランに基づく取り組みを進めていく。

以下、概要について一部抜粋して報告する。

文部科学省 障害者活躍推進プラン ④
障害のある人の文化芸術活動を支援する
～障害者による文化芸術活動推進プラン～

【趣 旨】

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っている。障害者が生み出す文化芸術活動には、作品や成果物そのものにとどまらない魅力があるだけでなく、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるなど、多様な価値をもたらすものもある。

また、障害者本人だけでなく、周りの人々を幸福にするとともに、地域における多様な人々をつなぐとも言われている。

本来、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っている。障害者による文化芸術活動を推進することで、現在生じている文化芸術活動への参加や創造する際の物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ちうる社会を構築することとなり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献する。さらに、我が国の新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するものである。

【現 状】

- 近年の障害福祉分野と文化芸術分野双方からの障害者による文化芸術活動推進の機運の高まりを受けて、平成30（2018）年6月「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」が成立した。同法に基づき、関係省庁や文化芸術及び福祉関係者等の有識者による会議等を経て、平成31年3月、文部科学省及び厚生労働省は、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定・公表した。
- 計画策定に向けた議論の中で、障害者による文化芸術活動において、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されない、などの様々な課題が指摘された。また、現状では、このような実態について全国的に把握し、課題や改善策を明らかにするための基礎調査も十分であるとはいえないとの指摘もあった。
- そのため、基本計画では、より多くの障害者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう、幅広い障害者のニーズや多様な特性に応じた環境整備を促進していくことや、障害者による多様な価値を有する創造に対する支援を強化すること、地域において多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を地域に整備することを基本的な視点として、障害者による文化芸術活動の推進を図ることが必要とされている。

【具体的方策と進め方】

障害者による文化芸術活動について、鑑賞や創造、発表の機会の拡充や、権利保護の推進、文化芸術活動を通じた交流の促進、人材育成や情報の収集等について、基本計画の計画期間中において、特に2019年度は以下の具体的取組を進める。

① 障害者による文化芸術活動の推進に対する総合的な支援

障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充していくため、全国でモデルケースとなるような取組や地域の社会参加が推進されるような取組に対して支援する。

また、国内外への障害者による文化芸術活動の普及促進、諸権利への理解促進、サポート人材の育成などにも取り組む。加えて、障害者等への配慮を促進するため、全国的に影響のある大規模な文化イベント等における障害者への情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の整備）等に対して支援を行う。

② 障害者が文化芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

美術館や博物館、劇場・音楽堂等において、多様な障害特性に応じたサービスの提供促進など、障害者が利用しやすい環境の整備を進める。

また、劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等へ支援する中で、字幕・音声ガイド・多言語対応についても支援する。聴覚や視覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施する。

さらに、音声ガイド制作、メディア芸術作品を障害者が鑑賞する際の環境づくりに関する調査研究を実施する。

③ 国の小・中学校、特別支援学校等の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供等

全国の小・中学校、特別支援学校等に、例えば著名なオーケストラや車いすダンスグループ等を派遣し、巡回公演や指導を行う等、一流の文化芸術団体や芸術家の派遣を通じて、子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供する。

④ 特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供する。

⑤ 文化芸術創造拠点の形成の推進

地方公共団体が主体となり、地域住民等による障害者等の文化芸術のシンポジウム、交流会等を開催し、共生社会づくりを行う事業等を支援する。

⑥ 障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業の一環として、障害者による芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施する。

⑦ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、障害者による文化芸術活動や社会包摂に資する文化芸術活動の拡充に向け、「日本博」などの文化プログラムを全国で展開するとともに、障害者による文化芸術活動を含む文化プログラムを認証する「beyond2020プログラム」を通じ、文化事業・活動へのバリアフリー対応等を促し、共生社会の構築を図る。

⑧ その他

地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定の状況について把握を行うとともに、必要に応じて支援を行う。

また、今後の施策に反映することを目的として、障害者による文化芸術活動の実態把握を行うための調査研究等を進める。

文部科学省 障害者活躍推進プラン ⑤
障害のある人のスポーツ活動を支援する
～障害者のスポーツ活動推進プラン～

【趣 旨】

スポーツは、激しい運動や勝敗を競うことに限られるものではなく、日常の中で楽しんで実施する活動が広く含まれるものであり、場所、道具、やり方やルール等は人に応じて違ったとしても、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが実施できる活動である。身体活動は生命体としての人間の根本部分でもあり、スポーツを継続することで、心身両面の健康増進につながることも明らかになってきている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むため、全ての人々にスポーツに参画する機会が確保されなければならない。

障害のある人々のスポーツへの参画を進めるためには、パラリンピック等の一部のトップスポーツのためのスポーツ環境の整備のみでなく、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりを加速させるとともに、障害のある人がスポーツに関心を持つ機会やスポーツをするきっかけを妨げない社会づくりを進めていくことが必要である。これらを通じて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の後にも続く、障害のある人々の日常的なスポーツ環境を確保し、共生社会の実現を図っていく。

【現 状】

- 「第2期スポーツ基本計画」（平成29年3月24日文部科学大臣決定）では、2021年度までに障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率を40％程度（若年層（7～19歳）は50％程度）とすることを目標に掲げている。
- 平成29年度の障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率は20.8％（7～19歳は29.6％）であり、平成27年度（成人は19.2％、7～19歳は31.5％）と比較して、成人は微増、7～19歳の若年層は微減となっている。
- 運動部活動・クラブがある特別支援学校は高等部でも約6割であり、また総合型地域スポーツクラブにおいて障害者の受入があるクラブが約4割にとどまるなど、障害のある人々のスポーツ実施環境は十分ではない。現在、各地域においてスポーツ、福祉、医療等の関係者間の連携を進めるとともに、特別支援学校等の身近な施設を地域の障害者スポーツの拠点とする取組等を実施しているが、さらに取組を加速させるべき状況にある。
- また、障害のある児童生徒は、特別支援学校に限らず小・中・高等学校にも在籍しているが、小・中・高等学校において、その後のスポーツ生活の土台となるべき体育の授業や関係行事等の一部・全部に参加できず、又は他の児童生徒と同様の指導を受けられなかったという経験をもつ障害児は少なくない。
- 障害のある人がスポーツを試しにやってみようとするときや、やり方や道具に工夫を加えた指導等を受けようとするときには、そのような工夫に知見を有する指導者や、スポーツ車いす等の個人用具を含めたスポーツ用具の準備・調整などが必要となるが、それらがそろっている環境が乏しいことが、スポーツ実施の障壁の一つとなっている状況もある。
- さらに、障害のある人がスポーツを「みる」機会についても、スポーツイベントにおいて座席指定ができないなど不利な環境に置かれる場合があるとされており、障害者の観戦のしやすさの向上を図る必要がある。

【具体的対策と進め方】（2019年度中を想定）

① 小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備

小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の改善に向け、個々の障害の状況に応じて工夫して指導を行うことが重要である。このため、保健体育科の教員養成課程を有する大学において障害者スポーツに係る指導者育成のカリキュラムの導入を推進するほか、学校の教師を対象とした障害者スポーツの指導に関するノウハウの共有の促進、障害児支援に携わるスタッフの障害者スポーツへの理解の促進や、外部指導者の活用について研究を進める。

併せて、新学習指導要領において、児童生徒が障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有できるよう留意することが位置づけられていることを踏まえ、ユニバーサルスポーツ用具（個々の障害の状況等に応じて工夫したスポーツ指導を行う際に必要となる用具）の整備など学校において適切な環境整備が講じられるよう促していく。

② 障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備

特別支援学校における「障がい者スポーツ指導者」を活用した体育・運動部活動の充実や、特別支援学校を拠点とした障害者の地域スポーツクラブの設立などの支援を継続しつつ、学校施設利用が進まない場合の障壁を把握するとともに、学校開放時の施設上の留意点を示した学校施設整備指針の普及・啓発を図る。

また、学校外の施設を含め、障害者スポーツの拠点を整備する際には、スポーツ車いす、スポーツ義足等の用具は一般に高額であり、これらの用具を用いてスポーツを試しにやってみることすら容易でないことから、地域における用具の保有資源を有効活用しつつ、個人向けの用具の調整や使い方の指導が受けられることなど、障害のある人が自分に合ったスポーツ種目を見つけ、試すために必要な要素をそろえた（例えば、種目別の）「普及拠点」を設けていく。

③ スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上

スポーツイベントにおいて、障害者が観戦しやすい会場づくりや運営方法（チケット販売、駐車場確保、情報保証等を含む）について実態把握を進めるとともに、好事例を収集し、関係事業者に周知を図る。

このほか、障害のある人のスポーツを通じた日常的な健康増進を進めるため、福祉事業者との連携を進めることなどについて、引き続き、厚生労働省との連携を図っていく。

▽詳しくは、「文部科学省 障害者活躍推進プラン」について▽

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1413121.htm

障害者採用、環境整備大忙し

水増し問題が発覚した中央省庁で、多くの障害者が働き始めた。「ここで長く働きたい」。期待と不安が交錯する中、省庁も新戦力の受け入れへ、部署の創設やバリアフリー化などの対応を手探りで進めている。

霞が関の行政機関では、今年末までに約4,000人を採用する方針。常勤、非常勤を合わせて4月1日までに既に2,750人ほどが入省した。

人事院の試験を経て省庁に入った30代女性は、障害者採用の人だけを集めた部署で研修中だ。「上司は『残業はせず、有給休暇もきちんと取って』と言ってくれ、配慮を感じる。でも一般の職員はいつも夜中まで働いているのが分かるので、正直落ち着かない」と漏らす。半年後には職場に配属予定。「障害者が私1人になっても、今のような働き方ができるのか」と心配する。

別の省庁に採用された30代の男性は「以前勤めていた企業よりも気遣いがあり、給料も2倍に。人間らしい生活ができる」と語った。

各省庁では、設備改修や研修の実施といった職場の環境整備が急ピッチで進んでいる。

146人の水増しが判明した外務省。障害者雇用に特化した民間の特例子会社を参考に、省内の事務作業を一括して請け負う「オフィス・サポート・チーム」を新設。今春に入省した約20人が配属され、書類の裁断などに従事し、心理療法士らの支援者も配置した。「慣れれば他部署へ異動するなど、希望や適性にに応じて仕事の幅を広げていきたい」と有馬裕人事課長は話す。

水増しがあつた28行政機関のうち5番目に数が多かつた農林水産省では、専門家の指導を受けて車いすでも入れる多機能トイレの増設を急ぐ。採用担当者は「8階建ての本館でも一部にしかないので全階に整備する」。厚生労働省が実施する養成講座に職員が行き、受け入れに向けた配慮を学ぶ。

金融庁では水増しはなかつたが昨年6月時点で法定雇用率には10人が不足していた。視覚障害者向けにパソコンの文字拡大装置や読み上げソフトの導入などを進め、近隣の就労支援団体を回り人材募集を呼びかける。

人事院の試験で22人の常勤職員を採用した経済産業省は、独自の募集でより責任の重い係長級も5人雇つた。担当者は「語学が堪能な人に通商や貿易などの海外分野を担ってもらおう」と話す。

とはいえ、これまで障害のある職員の受け入れが進まなかつた霞が関の風土変革は簡単ではない。障害者のための労働組合「ソーシャルハートフルユニオン」（東京）には、採用が本格化した今春から「国家公務員になつたが、組合に加入することはできるか」という問い合わせが相次いだ。久保修一書記長は「それだけ障害者側にも不信感が根強い」と考える。

政府関係者は「もともと霞が関内の人事管理は各省庁の独立性が強く、外から見えにくい内向き志向」と指摘。障害者の離職率なども公表されておらず、久保書記長は「トラブル発生時に一方的に泣き寝入りしない仕組みが必要だ」と話した

障害者雇用「未達成の事業主への措置は猶予

中央省庁による障害者雇用の水増し問題を受け、政府が急速に採用を進めた結果、民間企業で離職などの影響が出ていることから、根本厚生労働大臣は、法定雇用率を達成していない企業名の公表などの措置は猶予したうえで障害者雇用を支援していく考えを示した。

中央省庁による障害者雇用の水増し問題を受けて、政府は法定雇用率を達成するため、年内に4,000人余りの障害者を採用する方針で、新たな採用試験を導入したほか、各省庁でも個別に採用活動を進めている。

これに関連し、根本厚生労働大臣は5月13日午後の参議院決算委員会で、今年に入って先月1日までに民間企業を離職して各省庁に採用された障害者が337人に上り、民間企業の障害者雇用に影響が出ていることを明らかにした。

そのうえで「法定雇用率が未達成の事業主に対する行政措置は猶予し、各地のハローワークに特別な窓口を設置して、事業者からの相談に応じるなど対応していきたい」と述べ、法定雇用率を達成していない企業名の公表などの措置は猶予したうえで、障害者雇用を支援していく考えを示した。

アステラス製薬『車いす送迎車』贈呈に関する推薦について

本年度もアステラス製薬株式会社様の社会福祉貢献基金『フライングスター基金』より車いす送迎車が贈呈されることに伴い、推薦依頼について各都道府県肢連宛に4月26日付文書にて発出しております。

今年度は普通自動車（スロープ付き自動車 車椅子二脚 仕様）2台、軽自動車（スロープ付き自動車 車椅子一脚 仕様）3台の計5台が寄贈されることとなりました。贈呈を希望される場合には普通車か軽自動車かどちらか希望される方を選んでご応募下さい。

アステラス製薬様では『車いす送迎車』を有効に活用され、維持管理を確実に継続できる施設や団体を希望されておりますので、推薦基準を今一度ご確認の上、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、不明な点や質問等は下記担当者まで問い合わせ下さい。

※送付期限 令和元年5月31日（金）午後5時 全肢連事務局 推薦書原本 必着

◆問合せ先：全肢連事務局 宮澤 ☎03-3971-3666 FAX03-3971-6079

アステラス製薬(株)車いす送迎車推薦基準

- ①地域福祉の推進のため、地域で草の根的活動を続けている施設や団体等
- ②『車いす送迎車』を必要とする施設
- ③維持管理を確実にでき、有効に活用可能な施設等
- ④各都道府県肢連の関係する施設に限ります
- ⑤他団体や企業等より今年度送迎車の贈呈を受けた(予定含む)所も
ご遠慮ください
- ⑥今までフライングスター基金及びスリーナイン基金で車いす送迎車輛を
寄贈された施設は対象外となります

NHK杯 輝け！！全日本大失敗選手権大会 出演者募集



NHKでは「NHK杯 輝け！！全日本大失敗選手権大会」という新企画の放送を月に1回予定しています。

“大失敗”をテーマに、面白いエピソードを持っている人に出演してもらい、視聴者参加の番組でコンセプトは「みんながでるテレビ」。笑いの中に、「世の中みんな違って、ごちゃ混ぜだから面白い」という、多様な価値観を広めることを狙った新感覚のバラエティです。

“大失敗”の面白いエピソードさえあれば、子どもからお年寄り、北は北海道・南はアフリカからでも、国籍・年齢・性別にかかわらずご出演頂きたいと考えており、障害のある方のご出演も大歓迎。

「自分の失敗談を笑って欲しい」そんな皆様のご参加をお待ちしています！

※ご興味のある方は、全肢連事務局までお願いします。

- *番組タイトル NHK杯輝け！！全日本大失敗選手権大会
- *放送予定 毎月1回（土曜日） 22時10分～22時58分 総合テレビ
- *番組出演者 村上信五(関ジャニ∞) 東野幸治 他
- *番組ホームページ <http://www4.nhk.or.jp/daishippai-tv/>

令和元年度 ブロック大会 開催日程

- ◆第16回全道肢体不自由児者研究大会（札幌大会）
日 程:令和元年7月～11月 計4回 各ブロックにて開催
会 場:未定
- ◆第39回東北肢体不自由児者父母の会連合会（福島大会）※第52回全国大会併催
日 程:令和元年9月14日(土)～9月15日(日)
会 場:福島県郡山市 ホテル華の湯
- ◆第56回関東甲信越肢体不自由父母の会連合会（千葉大会）
日 程:令和元年6月29日(土)
会 場:千葉県千葉市 東京ベイ幕張ホール
- ◆第54回東海北陸肢体不自由児者父母の会連合会（岐阜大会）
日 程:令和元年6月8日(土)～9日(日)
会 場:岐阜県大垣市 大垣フォーラムホテル
- ◆第54回近畿肢体不自由児者父母の会連合会（奈良大会）
日 程:令和元年7月13日(土)
会 場:奈良県橿原市 奈良県社会福祉総合センター
- ◆第50回中国四国肢体不自由児者父母の会連合会（愛媛大会）
日 程:令和元年10月12日(土)
会 場:愛媛県松山市 ホテル メルパルク松山
- ◆第35回九州ブロック肢体不自由児者父母の会（沖縄大会）
日 程:令和元年11月16日(土)～17日(日)
会 場:沖縄県南城市 ユインチホテル南城